

監事監査報告書

令和5年5月30日

学校法人 三浦学園
理事会 御中

監事 朝倉和行 

監事 北島芳昭 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人三浦学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の、学校法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査の結果、学校法人の業務及び財産、理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

依って本監事監査報告書を提出する。

以上